○法務省・国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十四条の四第一項の規定に基づき、同項の土地を次のように指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月一日

法務大臣　平口　洋
国土交通大臣　金子　恭之

令和六年能登半島地震に伴う地盤の液状化による被害の回復を図るため、次に掲げる市又は町が行う国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三（国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により定められた事業計画に基づく国土調査法第二条第五項に規定する地籍調査の調査地域に所在する土地であって、当該地盤の液状化により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十四条の五の二の地図における土地の境界が当該土地の筆界（同条に規定する筆界をいう。）と相違することとなったもの

石川県金沢市
石川県羽咋市
石川県かほく市
石川県河北郡内灘町

○財務省告示第九十八号

沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第百六十二号）第一条第三項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫の貸付金利息のうち未収貸付金利息、借入金利息及び寄託金利息並びに債券利息のうち債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法を定める件（平成二十年十月財務省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

第十五条中「第四十八条の二第一項第一号」の下に「及び第四号」を加える。

○厚生労働省告示第百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第四項第一号及び第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関			
（略）			
生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルスＲＮＡワクチン	220,000円	（略）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ガスえそウマ抗毒素	220,000円	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン	（略）	（略）	機構
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

1　検定を受けるべき医薬品、手数料、試験品の数量及び検定機関			
（略）			
生物学的製剤			
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量	検定機関
（略）	（略）	（略）	（略）
ＲＳウイルスＲＮＡワクチン	86,600円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
乾燥ガスえそウマ抗毒素	75,300円	（略）	国立健康危機管理研究機構
（略）	（略）	（略）	（略）
コロナウイルス（ＳＡＲＳ―ＣｏＶ―２）ＲＮＡワクチン	（略）	（略）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）
（略）	（略）	（略）	（略）